

指導資料

特別支援教育 第196号

 鹿児島県総合教育センター
平成30年10月発行

対象	中学校	義務教育学校
校種	高等学校	特別支援学校

できることから取り組む 高等学校等における特別支援教育の推進

学校教育法施行規則第140条及び第141条の一部改正によって、高等学校又は中等教育学校の後期課程においても特別の教育課程が認められるようになり、特別な支援を必要とする生徒への指導・支援が期待される場所である。

そこで本稿では、障害に応じた特別な指導に関する先進的な取組を紹介し、高等学校等における特別支援教育の推進について提案する。

1 はじめに

高等学校における特別支援教育は、平成17年12月8日の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」で言及されたことに始まる。その後、平成19年4月1日の改正学校教育法の施行により、高等学校においても特別支援教育を行うことが法的に位置付けられた。

文部科学省の推計（平成21年）によると、発達障害により学習面や行動面で困難を示す生徒の割合は、2.2%という結果が出ており、全国的な課題となっている。本県においては、「[高等学校における特別支援教育の推進～自己肯定感を高めるために～](#)」（平成29年3月）を作成し、高等学校における特別支援教育の推進と、発達障害等のある生徒に対する理解啓発や適切な対応の在り方の周知を行っているところである。

2 高等学校における特別支援教育の体制整備状況

表1は、文部科学省が実施した「平成29年度特別支援教育体制整備状況調査」の結果で

ある。公立高等学校の項目別実施率は以下のとおりである。

表1 特別支援教育の体制整備状況

	H19	H29
校内委員会の設置	50.2%	99.3%
実態把握	36.5%	94.8%
コーディネーターの指名	46.8%	99.9%
個別の指導計画作成	4.8%	43.6%
個別の教育支援計画作成	4.1%	37.0%
巡回相談の活用	24.4%	50.3%
専門家チームの活用	12.9%	35.4%
研修の実施	25.1%	74.8%

平成19年度と比較すると、全ての項目で向上しているが、項目によって実施率に差があることが今後の課題と言える。また、各項目がどのように行われ、機能しているのか、実質的な取組が重要である。

3 高等学校における通級による指導の制度化

平成28年12月9日の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」における、学校教育法施行規則第140

条及び第141条の一部改正によって、高等学校又は中等教育学校の後期課程においても特別の教育課程が認められるようになった。

第140条関係

高等学校等で障害に応じた指導を行う必要がある者を教育する場合、特別の教育課程によることができる。

第141条関係

他の高等学校等で受けた授業を、特別の教育課程に係る授業と見なすことができる（他校通級）。

このように、高等学校における通級による指導は、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、インクルーシブ教育システムの構築と多様な学びの場の整備の必要性を踏まえ制度化に至った。

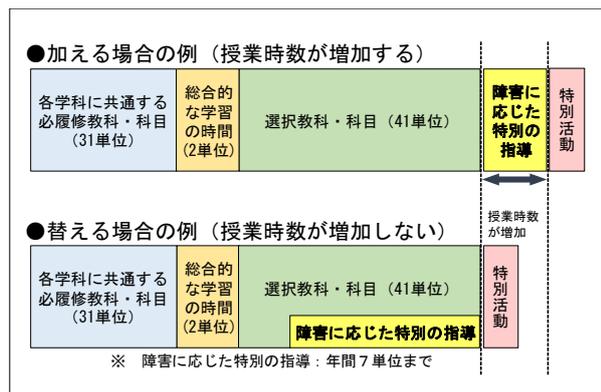


図1 特別な教育課程における授業時数

図1は、障害に応じた特別の指導を含めた特別の教育課程を示したものである。「障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる」ことや「障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程卒業認定単位に含めることができる」ことになった。また、「加える場合の例」か「替える場合の例」のいずれかのタイプということではなく、両者を合わせて教育課程を編成してもよい。留意すべきは、必修教科・科目及び総合的な学習の時間、特別活動など替えることができないものがあることである。

4 障害に応じた特別な指導

(1) 自立活動とは

通級による指導とは、主として自立活動を行う場である。障害のある児童生徒の自立や社会参加に必要な力を培うために障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服することを目的とした指導領域である。6区分27項目の中から目標を設定する。国語や数学などの遅れを取り戻すための教科の補充学習ではなく、生徒自身の課題に対して指導目標や指導内容を設定し、指導を行うものである。つまり、何をどのように指導するかは生徒一人一人によって異なることになる。

通級による指導については、『[みなさんの疑問にお答えします!!特別支援教育Q&A!!!](#)』（平成30年4月：鹿児島県教育委員会）を参照してほしい。

(2) 県立開陽高等学校での通級による指導

平成30年度から始まった県立開陽高等学校での通級による指導においては、入学後に対象生徒の実態を詳しく把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している。障害に応じた特別な指導として主に自立活動の指導を「夢・活動」と称して実施する。以下はその内容である。

- 自分の長所や短所を探ろう（自己理解）
- 自己PRをしよう（コミュニケーション）
- 感情をうまくコントロールしよう（アンガーマネジメント）
- 自分の気持ちを相手にうまく伝えよう（アサーショントレーニング）
- 上手な断り方を身に付けよう（ソーシャルスキルトレーニング）

上記の内容について、「学習意欲は高いが、自己肯定感の低さにより対人関係での不安傾向が強い」といったコミュニケーションに課題がある生徒に対して実施した。指導を重ねることで視線の共有ができるようになったり、自己PRでは姿勢や声量にも留意して伝えようとしたりする様子が見られた。

5 実践校の紹介

(1) 記録カードを活用した取組

教科担任制である高等学校において、気になる生徒について速やかに情報共有するための取組を紹介する。

学校生活の様々な場面で生徒の気になる状況や教師の対応などを、記録カード（図2）に随時記入し、教師間で情報共有する。この取組は、これまで県内の数校において実践されており、教科担任制である高等学校にとって生徒に対する教師の気付きや意識を高める上で非常に有効であった。

おや？っとカード

これは、学校生活の様々な場面において、生徒の気になる状況やそれに対しての効果のあった関わり等を具体的に記入していただき、全職員で共有することによって、特別な支援が必要な生徒の特性にあった適切な指導を進めていくためのものです。

カードへ記入し、職員室のカード入れに提出
 → 係が個票へ転記
 → 職員室教頭席の後ろにファイルを保管
 → 活用：特別な支援が必要な生徒の把握
 生徒への支援方法を検討するときの参考資料
 保護者への生徒の状況について情報提供資料
 進路指導時の参考資料 など

対象生徒	()科()学年 氏名()
関わった日時	平成 年 月 日 (: 頃)
気付いた状況（気になった点、うまくいった関わり、うまくいかなかった関わり、成長を感じた点など）について	
記入日（平成 年 月 日）	記入者（)

図2 記録カードの例

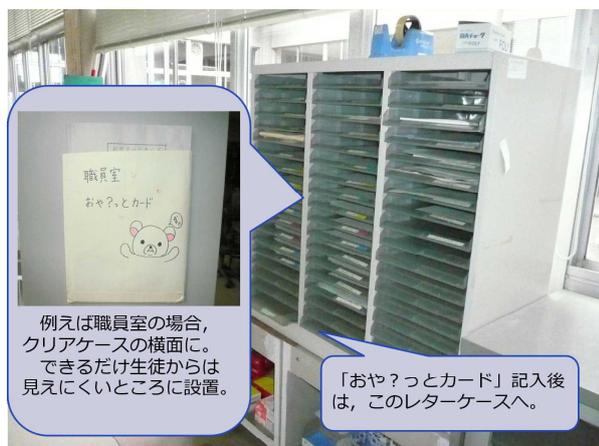


図3 記録カードを入れるレターケース

記録カードは様式にこだわらず、簡便に記入できるようにすること、その生徒のよいところにも着目すること、生徒の目に触れない

ように配慮することが大切である。図3のように、職員室のレターケースを活用して教師間で情報の共有を図るとよい。

(2) 移行支援シートによる中高連携の取組

A農業高校に在籍するB（第1学年）は、アスペルガー症候群の診断のある生徒である。

入学当初は、集団になじめずに一人で過ごす時間は多かったが、クラスで孤立する状況まではなかった。これに関連する情報については、中学校からの移行支援シート（図4）により「場の空気が読めない」、「自己主張が強く友人関係がうまくいかない」など、事前に把握できていたため、Bの実態や配慮事項を早期の段階で検討することができた。

(2) ○又は△の項目について、これまで行ってきた配慮や支援を具体的に記入してください。

項目	種類	主に中学校で行ってきた配慮・支援
健康	① 健康面に関する配慮	・ 特になし
身体機能	② 視覚	
	③ 聴覚	
	④ 姿勢保持	
	⑤ 移動	
	⑥ 手指の動き	
身辺処理・生活	⑦ その他()	
	① 食事	・ 特になし
	② 排せつ	
	③ 衣服の着脱	
	④ 片付け	
	⑤ 用具の使用・活用	
	⑥ 役割(手洗い、係活動など)	
	⑦ 金銭	
⑧ その他()		
社会性・行動	① 指示や話の内容理解	◎ 授業中などに、場の空気が読めずに急に関係ないことを言ったり、意に沿わないと怒ったりするので、状況を説明したり、意思の伝え方を指導したりすることで、少しずつ改善が見られている。
	② 意思の伝達	△
	③ 集団行動・遊び	△
	④ 決まりの理解や遂行	○
	⑤ 人とのかわり	△
	⑥ 感情のコントロール	△
	⑦ 危険回避・危険予知	◎
	⑧ その他()	グループ学習等において会話のルールや話し方を確認したことで、関わり方に改善が見られている。
その他	① 聞くこと	・ 特になし
	② 話すこと	

図4 移行支援シート(中→高)の例

Bの障害の特性を理解し、小集団での学習や意図的なグループ編制、コミュニケーション面での指導・支援などを行った。好きな農業活動では、リーダー役を担うなどの頑張りを見せた。Bの良さや頑張りを評価し、他の生徒にも紹介することで、生徒間の心理的距離は徐々に縮まり、良好な対人関係を構築し、落ち着いて活動できるようになった。

【移行支援シート】

特別な教育的支援が必要な生徒について、中学校等での生活や支援の様子などを高等学校等に引き継ぎ、入学後の学校生活において適切な指導や必要な支援が行われるようにするために作成、活用するためのツールの一つである。平成29年度、本県での活用率は50.2%(111/221校)で、年々増加している。

(3) 診断のない生徒等に関する中高連携の取組

本県では、幾つかの地域において、高等学校の合格発表後に「中高合同連絡会」を実施し、入学後の早期的な対応を目的とした取組を行っている。特別な支援を必要とする生徒は、診断のある生徒ばかりではない。診断はないが、特別な支援を必要とする生徒の場合には、入学後の早期からの対応ができるように中学校等から情報を引き継いでおきたい。

C工業高等学校においては、教師一人一人が自身の授業における生徒の学習面の課題を書き出し、フェイスシートを作成する（図5）とともに、保護者の同意の下、積極的に中学校からの情報収集を行うことで、授業における個別の配慮等につながっている。

○ 年 ○ 組 生徒名 ○ ○ ○ ○			
	速さ・正確さ	集中・意欲	備考
話し方、説明の様子			・文字の読み書きに困難が見られる。授業時間内にノートをとるのは難しい。
指示や説明の理解の様子			
教科書の読みの様子	読めるが時間が掛かる。		・手先の不器用さが見られる。
書字やノートテイクの様子	板書がうまく書き写せていない。		
数の処理、計算の様子			
図や表の読み取りの様子	時間が掛かる。		
道具等の扱いの様子	不器用。		

図5 学習面のフェイスシートの例

なお、中高連携の際、高等学校側は、中学校側が抱える以下の点を踏まえ、十分な説明の上、必要な情報を収集するとよい。

【中高連携に対する中学校の不安感】

- 高等学校間で特別支援教育についての取組や支援体制等に温度差があるのではないか。
- 保護者の承諾がない場合、生徒に不利と考えられる情報は高等学校へ上げられない。
- 高等学校側の情報管理は大丈夫なのか。
- 教育委員会等からの指示がない場合に、学校間での個別の情報のやり取りが難しい。

6 「分かる授業」を目指す

高等学校における特別支援教育で必要なことは、障害の有無に関わらず全ての生徒が理解できる「分かる授業」を教師一人一人が目指すことである。先進的な特別支援教育の実践を展開している高等学校に共通しているのは、授業の流れや内容の視覚化や計画性のあ

る板書等、ユニバーサルデザインの視点に立った一斉授業の実施である。通級による指導の制度化により特別な支援を必要とする生徒へ個別な対応が今後充実していくであろう。しかし、通級による指導やその担当者のみが担うことが特別支援教育の充実ではない。診断はなくとも、学習等において困難を抱えている生徒にとっても充実した学びが日頃の授業や教育課程として保障されることが求められている。

文部科学省は、平成26年度から「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」を3か年の計画で全国19校の研究指定校において展開し、高校における通級による指導などの具体化に向けた研究を進めてきた。日々の「分かる授業」を追究しつつ、それを支えるための特別な教育課程の編成に向けた取組など、学校全体で考えていくことが求められている。

このモデル事業の詳細は、文部科学省のホームページを参照してほしい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h26/1350403.htm

7 おわりに

授業でつまづいている生徒を「できない生徒」と見るのではなく、「できない状況に置かれがちな生徒」と捉え、「できる状況」を可能にする授業を目指すことが大切である。高等学校における特別支援教育の推進に当たっては、目の前のできることから工夫や実践を進めていくことが重要である。特別な支援を必要とする生徒の学びを支えるのは、学校組織における教師の意識改革である。

－引用・参考文献－

- 鹿児島県立開陽高等学校『高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業 研究開発実施報告書』平成29年
- 一般社団法人日本LD学会『LD研究』第25巻第2号 p.168-p.180 平成28年
- 鹿児島県教育委員会『移行支援シート 豊かな学校生活を送るために』平成21年
(特別支援教育研修課 水野 高明)